

第9章 景観形成の推進方策

1. 協働による景観からのまちづくり

1) 計画の実現に向けた役割

市民の皆さんや事業者の方々が所有する空間は、道路や河川、公園等の行政が所有する空間とともに、会津若松らしい景観づくりを進める重要な要素であり、行政のみならず市民、事業者が連携し、協働によって魅力ある景観づくりに取り組みます。

① 市民の役割

市民のさんは魅力的な景観のあり方などに対し理解を高めながら、身近な美化活動やガーデニング等に取り組み、積極的に景観づくりへ参加、協力します。

② 事業者の役割

事業者の方々は周辺景観との調和を図った店舗や事務所の整備に配慮し、周辺の環境美化や緑化などの活動に努め、市民の皆さんのが取り組む景観づくりや、市が実施する景観施策等に参加、協力します。

③ 専門家の役割

まちづくりや景観、建築等の専門家（大学等教育研究機関、設計者、施工者、建築士会等の関連業界団体など）の方々は、それぞれの分野・立場からアドバイス等を行い、地域の景観まちづくりを推進する一員として積極的に参加、協力します。

④ 行政の役割

市の景観形成に関する総合的な施策を進め、計画等の策定や実施に当たっては、市民や事業者の意見を反映します。

2. 今後の推進方策

1) 市民・事業者の取り組み

① 景観まちづくり協定の認定制度（旧条例の景観協定認定制度）

これまでの旧条例に基づき、市民の皆さんのが景観形成のために、お互いにルール（建物の形態、色彩、緑化等）をつくり、各通りや地区の個性を活かしたまちなみづくりに取り組む地区を「景観協定地区」として認定し、市民の皆さんとの協働による景観まちづくりを進めてきました。

景観法には景観協定に関する制度が規定されているところから、今後は「景観まちづくり協定」として名称を変更し、これまでの取り組みを引き続き支援します。

2) 市の取り組み

①景観情報の発信や景観フォーラム等の開催

パンフレットや市政だより、ホームページ等を活用し、優れた景観づくりの事例や取り組みなど、景観形成に関する情報の発信に努めます。

また、景観に対する意識の醸成を図るため、これまでの子供達を対象とした「大好きな会津絵画コンクール」を継続しながら、市民の皆さんの景観への関心を高める景観フォーラムや景観まち歩き等を開催します。

【大好きな会津絵画コンクール】

子供の頃から景観に対する意識や関心を高め、景観まちづくりを担う年齢層の拡充を図るため、景観PR事業の一環として市内の中学生を対象とした絵画コンクールを実施しています。

また、子供達の自由な発想や柔軟な感性による絵画を展示することにより、景観形成に対する意識の高揚を市民全体に働きかける効果にも期待しています。

平成8年度の第1回から、平成28年度の第21回まで毎年実施しています。

②表彰制度、支援制度の継続

【美しい会津若松景観賞】

美しい会津若松景観賞は、会津若松にふさわしいまちづくりの推進を目指し、地域の周辺景観との調和に配慮され、景観上優れた建築物等を表彰し、快適で潤いのあるまちづくりの推進を目的としています。

平成5年以来、毎年実施し平成28年度の第24回まで、合計で101件の建築物やまちづくり活動団体等を表彰してきました。

今後も美しい景観の形成に寄与している建造物等の所有者（設計者・施工者）の皆さんや景観まちづくりに取り組む団体の方々等を表彰することにより、景観に対する関心を高め、魅力にあふれる景観の形成を図ります。

- ・美しい景観をまもる賞：51件
- ・美しい景観をつくる賞：36件
- ・美しい景観をそだてる賞：10件
- ・特別賞：4件（第1回 平成5年度）

【美しい会津若松景観助成制度】

これまで美しい会津若松景観助成制度により、旧景観協定地区内におけるまちなみ景観づくりへの支援として、修景に対する費用の一部を助成してきました。

また、本市の貴重な景観資源である歴史的景観指定建造物の修繕や自然景観指定緑地の維持管理に要する経費の一部を助成するなどの支援に努めてきました。

歴史的建造物や鎮守の森などの貴重な緑地は、本市の景観形成において重要な役割を占めることから、今後、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定制度を活用した支援の検討を進めていきます。

③会津若松市景観審議会の継続

これまでの旧条例に基づき景観審議会を設置し、市長の諮問に応じて景観の形成に関する事項を調査審議してきました。

様々な景観施策の実施に伴う制度の検討とともに、歴史的景観指定建造物や自然景観指定緑地の選定、美しい会津若松景観賞の選考や景観協定の認定に対する意見、さらには景観計画等の策定へ向けて審議を行ってきました。

今後も改正景観条例に規定し、会津若松市景観審議会を設置し、景観法や景観条例に基づく様々な景観施策に対し調査審議するものとします。

《景観審議会における審議事項》

- ・景観計画の変更に係る事項
- ・景観重点地区の指定に関する事項
- ・景観協定等の認定に関する事項
- ・景観重要建造物、景観重要樹木等の指定に関する事項
- ・景観重要公共施設の指定に関する事項
- ・美しい会津若松景観賞の選考に関する事項
- ・その他本市の景観施策に関する事項

④ まちなか賑わいづくり団体等との連携

中心市街地の活性化やまちなか観光の推進とともに、まちなみ景観づくりのより一層の進展を図るため、景観まちづくり協定と各商店街やまちづくり団体が連携し、まちなかの賑わいと魅力あふれるまちなみ景観の創出に取り組みます。

⑤ 会津若松市屋外広告物条例の制定

屋外広告物は景観に与える影響が大きいことから、会津若松らしい景観に調和した屋外広告物の規制誘導を図るため、景観行政と連携した市独自の屋外広告物条例の制定を進めます。

⑥ 景観法に基づく景観協定の活用

景観法に基づく景観協定は、一団の土地において景観に関する自主的なルールを定め、土地所有者全員の合意を必要とし、土地所有者が替わっても法的な効力を有するとともに、建築協定や緑化協定でカバーしきれなかった事項についても景観協定では定めることができます。

今後、景観法に基づく景観協定制度の普及、啓発に努めていきます。

⑦景観法に基づく推進組織の活用

◆景観協議会の活用（景観法第15条）

「景観協議会」

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政、住民、公共施設管理者等が協働で取り組むための組織

官民が一体となって良好な景観形成への取り組む必要な協議を実施するため、必要に応じて景観法第15条に基づく景観協議会を設置します。

広域的な景観形成が必要とされる場合や景観重要公共施設の整備等の際に組織します。

※景観協議会の構成員

- ・県、市　・景観重要公共施設の管理者　・商工業、農業、観光等の関係団体
- ・公益事業者　・景観整備機構　・景観まちづくり団体、N P O 法人等

◆景観整備機構の活用（景観法第92条～96条）

「景観整備機構」

住民活動の支援・調査研究・景観重要建造物等の管理など、良好な景観形成を促進するための必要な業務を実施する団体

市民の皆さんや民間団体の方々による自発的な景観まちづくりの推進を図るため、必要に応じて景観法第92条に基づく景観整備機構の指定を行います。

市と連携して景観形成を担う団体として、情報の発信や管理協定を締結し景観重要建造物や景観重要樹木等の管理など、景観の保全や整備に対する支援や管理などを市と協働で取り組む組織として指定します。

※想定団体

- ・建築士会、建築士事務所協会　・建設業、造園業協会　・まちづくり会社
- ・N P O 法人　等

3) 他の分野別計画との連携

①中心市街地活性化基本計画

②観光振興計画

③歴史的風致維持向上計画

4) 福島県・隣接町村との連携

磐梯山と猪苗代湖が一体となった湖畔や阿賀川の水辺の景観、会津盆地に広がる田園風景等の自然景観は、隣接する町村と連携しながら保全を図る必要があります。

また、近隣町村からの本市の眺望や河川、沿道などの連続した広域的な景観については、近景や遠景への連続性に配慮し、隣接する町村とともに福島県と連携しながら自然景観を活かした景観の形成に取り組みます。